

別表 [CloudProtect DNSセキュリティ powered by Cisco Umbrella]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

2. サービスの概要・構成

本サービスは、DNSの仕組みを利用して、甲がエンドユーザ端末からアクセスしようとするウェブページについて、ドメインによるフィルタリング、悪意あるドメインへの通信の遮断を行う機能等の、乙が提示する「CloudProtect DNSセキュリティ powered by Cisco Umbrella サービス詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）に記載の提供機能（以下「提供機能」という）を利用出来るようにするサービスです。なお、本サービスは、セキュリティリスクに繋がるすべての事象から甲および利用者を完全に保護するものではありません。

[CloudProtect DNSセキュリティ powered by Cisco Umbrella]

- |
- ├─ 初期セットアップ
- └─ 利用サービス

3. サービス実施の前提条件

- (1) 提供機能はサービス詳細説明書にて定めるものとします。甲は、当該サービス詳細説明書の内容をあらかじめ確認するものとします。また、甲は、本サービスの実施期間中に提供機能およびサービス詳細説明書の内容が変更される場合があること、および、変更後のサービス詳細説明書の内容が提供機能となることを了承するものとします。なお、提供機能の変更により甲における操作性に変更が生じたとしても、甲は、乙に対してなんら異議となえないものとします。
- (2) 甲は、乙が本サービスを実施する前提として、エンドユーザ端末を準備するものとします。なお、甲は、利用サービス数を超える利用者のエンドユーザ端末で本サービスを利用してはならないものとします。また、甲は必要に応じて、サービス詳細説明書に定める動作環境を満たすエンドユーザ端末に、本サービスポータルから乙が指定するクライアントソフトウェア（以下「エージェント」という）をダウンロードし、インストールおよび設定を行うものとします。なお、甲は、利用サービス数を超える利用者のエンドユーザ端末にエージェントをインストールしてはならないものとします。また、甲は、エージェントのインストールおよび使用にあたり、別途乙が提示する使用条件を遵守するものとします。
- (3) 甲は、甲管理者を選定し、乙から案内される手続きに従い乙所定の方法で、乙に提出するものとします。
- (4) 本サービスには、Cisco Umbrella などCisco社のサービスおよびソフトウェア等が使用されています。サービス詳細説明書において当該サービスおよびソフトウェア等の使用条件が記載されている場合、甲はその内容にあらかじめ同意し、遵守するものとします。
- (5) 前号に定めるほか、サービス詳細説明書にオープンソースソフトウェアまたは第三者が提供するソフトウェアに関する利用条件等について記載がある場合、甲は、本サービスの利用にあたり当該利用条件等を遵守するものとします。
- (6) サービス詳細説明書等には、乙が本サービスを提供するために甲が満たさなければならないその他責任が規定されることがあります。当該責任には、例えば、本サービスにアクセスするために甲が満たさなければならない技術的要件および標準、ならびに利用者要件が含まれることがあるものとします。乙は、甲が、サービス詳細説明書等において甲が満たさなければならないその他責任等と特定されている対応を実施した場合、規定された本サービスを提供する義務を負うものとします。甲が当該対応を実施しない場合、乙は、何ら責任を負うことなく、本サービスの提供を停止もしくは遅らせ、また、本サービスの契約金額を増額できるものとします。
- (7) 甲は、次の各号に定める条件に従って、本サービスにアクセスし利用するものとします。
 - a. 乙により許諾された権限の範囲であること
 - b. 自己のビジネスのために本サービスにアクセスし利用するものとし、その他の目的で本サービスのいかなる部分にもアクセスせず、また、利用、複製しないこと
 - c. 適宜本別表において定められる、もしくは引用される、または、乙が本サービスポータル上で公表する、もしくはE-mailを介して乙が通知する、セキュリティ、アクセスおよびパスワードに関連するポリシーを含む、本サービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順に従うこと
 - d. 適用される法律に従うこと
- (8) 別途書面により乙と明確に合意されない限り、甲は、いかなる第三者に対しても、本サービスのいかなる機能の全部または一部も販売、再販売、リースまたは再許諾してはならないものとします。
- (9) 乙は、甲が本サービスを利用することにより乙サービス環境に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本サービスを履行するために必要な範囲で使用することができるものとします。また、乙は、法令により第三者への甲データの開示を強制された場合、当該強制にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することができるものとします。
- (10) 乙は、甲データについて、甲のデータであることが判別不可能な状態に加工したうえで、甲および甲以外の顧客に対する本サービスの提供のために使用することができるものとします。
- (11) 本サービスの利用は、甲が日本法人であることが前提となります。

4. サービスの内容

- (1) 初期セットアップ
乙は、第（2）号に定める利用サービスを利用するために必要な以下の作業を実施します。
 - a. サービス機能設定
乙は、甲管理者がサービス詳細説明書記載の提供機能を利用出来るよう、乙所定の初期設定を行います。
 - b. 甲管理者IDおよびパスワードの発行
乙は、甲管理者がダッシュボードを利用する際に使用するIDおよびパスワード（以下「管理者ID等」という）を甲に提供します。
- (2) 利用サービス
乙は、甲との本サービスの実施期間中、サービス詳細説明書記載の機能を提供します。

5. 料金月、実施期間、利用数および利用金額

- (1) 本サービスの料金月は、毎月1日から末日までとします。
- (2) 本サービスにおける初期セットアップの利用数は1とします。また、初期セットアップの従量払契約金額は第6項に定める初期設定の終了日に発生するものとします。
- (3) 開通日および契約期間
 - a. 「ネットワークサービス利用規約」第7条の定めに関わらず、利用サービスのサービス開始日は、乙が甲から申し込みを受けて当該サービスにかかる準備を行い甲に対して利用可能となった旨の通知をした日（以下「開通日」という）とします。
 - b. 利用サービスについてはサービス開始日から1ヵ月間継続するものとします。また、利用サービス数の契約数追加により、追加した利用サービスのサービス実施期間の終了日は、利用サービスの実施期間終了日と同様とします。
- (4) 「ネットワークサービス利用規約」第8条第3項（3）号の定めに関わらず、利用サービスの毎料金月の従量払契約金額は、当該料金月内における利用サービス数（第（6）号の定義によるものとし、以下同じ）の最大値に、明細表記載の単価を乗じた金額とします。なお、実際に甲が利用した数が、利用サービス数に満たない場合であっても、利用サービス数分だけ利用サービスの利用があったとみなすものとします。
- (5) 利用サービスの従量払契約金額は、初月は開通日に、翌月以降は毎料金月の初日に発生し、毎料金月の末日に確定するものとします。なお、料金

月の途中で利用サービス数が追加された場合、当該追加分の利用サービスにかかる従量払契約金額は、利用サービス数が追加された日に発生するものとします。

- (6) 甲は、利用サービスの実施開始日までに、乙所定の方法により乙に対し、利用サービスの利用数（以下「利用サービス数」という）を通知するものとします。なお、利用サービス数の下限値は100とし、甲から通知のあった利用数が100を下回る場合であっても、利用サービス数を100とみなすものとします。
- (7) 甲は、前号に基づき利用サービス数を通知した日以降において、利用サービス数の追加または減少を希望する場合、乙所定の方法により乙に対し追加または減少の数を通知するものとします。なお、甲は、前号に定める下限値を下回って、利用サービス数を減少させることはできません。乙は、当該通知をうけた後、利用サービス数追加または減少の為に必要な手続きを実施するものとし、その完了をもって利用サービス数は変更されるものとします。利用サービス数の追加または減少は、各料金月当り1回を上限とします。
- (8) 甲は、実施期間満了前に利用サービスを中途解約する場合、中途解約日時点における利用サービス数に明細表記載の従量払契約金額と残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を中途解約料金として、中途解約日までに、乙に支払うものとします。なお、甲が利用サービスを中途解約する場合、甲は中途解約日を当該中途解約日の1か月前までに、書面をもって乙に通知するものとします。
- (9) 日本円の為替レートが急激な円安となり、乙が、Cisco Umbrella サービス環境の継続に支障を生じた場合、乙は、明細表記載の単価を変更できるものとします。

6. 初期セットアップ、利用サービス数追加または削減の作業終了通知

乙は、初期セットアップまたは利用サービス契約数追加または削減の作業終了後、すみやかにE-mailによる開通通知（以下「開通通知」という）により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該開通通知の受領後速やかにその内容を確認するものとします。当該内容の確認をもって、初期設定または利用サービス契約数追加または削減の完了とします。

7. サービス提供時間帯

本サービスにおける利用サービスの提供時間帯はメンテナンスの時間を除き24時間365日とします。

8. サービスの停止

乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止出来るものとします。また、当該事由が十分且つ直ちに解消されない場合、乙は書面による通知により、直ちに本サービス契約の全部または一部を解約出来るものとします。本サービスの停止期間中も、本サービス契約が解約されるまでの間、ネットワークサービス利用規約に定める条件に従い、本サービスに係る支払いは継続するものとします。

なお、乙は本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、実施期間満了前に、乙が本項により本サービス契約を解約する場合、甲は第5項第(8)号に定める中途解約料金を直ちに乙に支払うものとします。ただし、実施期間満了時はこの限りでないものとします。

- a. 甲または利用者による本サービスの利用により本サービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合
- b. 甲による本サービスの利用が詐欺的である場合
- c. 本サービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
- d. 甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本サービス契約（「ネットワークサービス利用規約」、本別表、「サービス詳細説明書」等を含む）の定めの一つでも違反した場合
- e. 甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）

9. サービスに関する問い合わせ

(1) サポート

乙は本サービスの実施期間中、甲管理者からの本サービスに関する仕様または設定方法に関する質問を、甲管理者を窓口としてE-mailで受け付けるものとします。なお、E-mailによる問い合わせの受付時間帯は24時間365日、回答時間帯は平日9:00~17:00とします。

なお、乙は本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本サービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は自己のアプリケーションならびに本サービスを利用するために甲または利用者が使用するソフトウェア、API、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。

(2) 障害受付

本サービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者のみを窓口として電話またはE-mailで受け付けます。受付時間帯は24時間365日とします。

なお、甲設備の設定、動作不良等についてはサポート対象外となります。

10. 本サービスに対する乙の責任

- (1) 本サービスの利用不能、その他本サービスに関して乙が甲に対して負う損害賠償責任は、「ネットワークサービス利用規約」第19条の定めが全てであり、乙は「ネットワークサービス利用規約」第19条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。
- (2) 本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、既に発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は本サービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

11. 免責

本サービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限られない）であり、乙は当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

- (1) 甲が本サービス契約（「ネットワークサービス利用規約」、本別表、「サービス詳細説明書」等を含む）に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合
- (2) 甲が第3項の条件を満たさないことに起因して本サービスの提供ができない場合、または中断した場合
- (3) 「ネットワークサービス利用規約」第26条に定める本サービスの提供の中断を行った場合
- (4) Cisco Umbrella サービス環境に起因するトラブル
- (5) Cisco Umbrella サービス環境に格納された甲の通信の履歴データの破損、滅失、毀損または漏洩

12. 不可抗力

甲および乙は、本サービス契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動、パンデミックもしくはエビデミックを含むものとします。

13. 乙による解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本サービス契約の全部または一部を解除できるものとします。

- (1) Cisco Umbrella など Cisco 社のサービスおよびソフトウェア等にかかる Cisco 社と乙との契約が終了したとき
- (2) 本サービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本サービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき
- (3) 甲もしくは利用者による本サービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本サービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

14. 安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第24条の定めに加え、甲は、本サービスの利用について適用されるすべての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本サービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

15. サービス終了時のデータの取り扱い

乙は本サービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータを消去するものとします。甲は当該データが必要な場合、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

16. 知的財産権の帰属

- (1) 本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、複写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。
- (2) 本サービスの一部において、甲は本サービスにおいて利用することが出来るライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されるものとします。甲は本サービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（エージェントおよびオープンソースソフトウェアを含む）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本サービスの利用方法および本サービス上で動作するもしくは本サービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。
- (3) 乙はライセンサーによるソフトウェア・ライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することが出来るものとします。このとき、乙は甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することが出来るものとします。
- (4) 甲は本サービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することが出来ます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）
- (5) 甲は本サービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本サービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方、使用しないこととします。
- (6) 甲は、Cisco社の製品およびドキュメントの識別、著作権、所有権、知的所有権に関する表示その他の標章を除去、修正、または隠さないものとします。

17. 情報セキュリティ

- (1) 乙は乙サービス環境（Cisco Umbrellaサービス環境を除き、本項において以下同じ）に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本サービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙サービス環境の内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。
- (2) 甲は乙サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は直ちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は脆弱性が乙サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
- (3) 乙は甲による本サービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

18. 通知

- (1) 本サービス契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（E-mailによる送信等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
- (2) 乙から甲に対するE-mailによる通知は、別途当該E-mailに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

19. 乙グループによる情報共有

乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本サービス契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を処理し、また、保持することが出来るものとします。

20. 個人情報保護

サービス申請書に記載された甲の個人情報の取扱いについては、以下となります。

- (1) 乙においては、本サービス提供に関する範囲（開通、運用等）のみで利用するものとします。
- (2) 甲は、Cisco社が、適用されるプライバシーまたはデータ保護に関する法令およびCisco's Security and Trust Center (<https://www.cisco.com/c/en/us/about/trust-center/data-management.html>)に定める条件に従い、甲による本サービスの利用に関するデータにアクセスし、当該データを処理および使用することを承諾するものとします。

21. 留意事項

- (1) 本サービスの実施期間において、利用停止等により甲が本サービスを利用することができない状態が生じたときの契約金額の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。
- (2) 甲は契約金額の支払を不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、乙が別に指定する期日までに支払うものとします。
- (3) ネットワークサービス利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。
- (4) 甲が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。
- (5) 乙は甲の本サービスの利用履歴等の情報から、甲の個人を特定できない形式による数字、統計データ等を作成し、当該統計データ等につき何らの制限無く、市場調査等に利用できるものとします。
- (6) 甲における管理者ID等の管理について
 - a. 甲管理者は管理者ID等を善良な管理者の注意を以て適切に管理し、これらが第三者に漏洩しないように厳重に保持する義務が有ります。当該管理者ID等を第三者に利用、貸与、譲渡、売買、貸入、公開等を行うことは出来ません。なお、甲管理者は、管理者の範囲内で他管理者を設定（追加）する行為については前項の例にはあたりません。
 - b. 甲管理者が管理者ID等を紛失した場合、再発行が不可能になる場合が有りますので、甲管理者は自己の責任においてこの管理を行うことが本サービス利用上の必須条件となります。
 - c. 甲管理者における管理者ID等の管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用および不正アクセス等による損害の責任は甲が負うものとし、乙は一切の責任を負いません。また、甲が不正使用やセキュリティ上の侵害を発見した場合には、直ちに乙に通知する必要があります。
 - d. 甲管理者は、コンピュータシステムにおけるウィルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから管理者自身と管理者のコンピュー

システムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。乙は管理者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。

- (7) 甲管理者は、本サービスの利用に関する規定を他管理者に対しても周知させ、適正なる利用を維持させるものとします。
- (8) 甲は、乙から第3項第(2)号に定める義務の遵守状況について報告を求められた場合、これに応じるとともに、乙が指定する資料を乙に提示するものとします。なお、乙は、甲に報告内容または提示資料に疑義があると判断したときは、甲の事業所等に立ち入り、第3項第(2)号に定める義務の遵守状況を確認することができるものとし、甲はこれに異議なく応じるものとします。
- (9) 甲は、本サービスの利用にあたり、他の条項に加え、「Cisco社のEnd User License Agreement」(以下「EULA」という) (https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html) およびOffer Description (www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/offerDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf) に定められた条件を順守するものとします。なお、甲は、EULAおよびOffer DescriptionはCisco社により随時変更されるものであることを予め承知し、自らの責任で、最新のEULAおよびOffer Descriptionを確認するものとします。また、本サービス契約または本別表とEULAまたはOffer Descriptionの内容が矛盾または抵触する場合、EULAまたはOffer Descriptionの内容が優先するものとします。

2.2. 品目一覧

本サービスの品目は、以下の通りとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect DNSセキュリティ 初期セットアップ	NS2G200S	・初期費	従量料金制 (一括払)	式
CloudProtect DNSセキュリティ 利用サービス	NS2G200G	・課金対象は別途定める申請に応じたサービス利用契約数分 ・最低サービス利用契約数は100とする	従量料金制 (従量払)	式

[変更内容]

(2022年7月1日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
ID	Identifier

以上

別表No. N022W